

**「令和４年福島県沖を震源とする地震にかかる災害救助法の適用について」
にかかる森林保険事務の対応について（Ｑ＆Ａ）**

（保険契約申込み）

Ｑ１：令和４年４月２０日に満期が到来する契約の継続を行うつもりでいたが、今回の災害による被災で満了日の３０日前までに申込みができなかった。期限を過ぎても継続の契約はできるのか。

Ａ：令和４年８月３１日までに保険契約者からの申出書（別紙２）を提出していただければ、同日まで継続による契約の締結手続きを猶予します。したがって、同日までに保険料を添えて継続による契約の申込みを行っていただければ、継続による契約ができます。なお、契約の締結に当たっては前回契約の満了日をもって契約が成立したものとしますので、責任開始日は４月２１日となります。また、契約条件（付保率など）は前回契約と同じものになります。

Ｑ２：令和４年８月１日に満期が到来する契約の継続を行うつもりでいたが、今回の災害による被災で満了日の３０日前までに申込みができなかった。書類等が見つからなかったため、８月１日までにとりあえず申出書（別紙２）の提出だけを行って良いか。その申出は満期日以降（例えば８月１０日）でもよいのか。

Ａ：申出書（別紙２）を提出いただくことで、令和４年８月３１日まで継続による契約の締結手続きが猶予されますので、申出のみを先にしていただくことも可能です。申出は、満期日以降であっても同日までに行えば継続契約の手続きを行うことができます。ただし、申出書を提出後、同日までに保険料を添えて契約の申込みを行う必要があります。

（保険金請求）

Ｑ３：令和３年９月１０日に満期が到来した契約について、今般の継続契約手続の猶予措置に基づき、令和３年９月中に契約の継続を行うつもりでいたところ、同年９月末日に大雨が降り森林被害が発生した。これは保険金支払いの対象になるか。

Ａ：保険金支払いの対象となる災害により、保険契約の森林に損害が発生した場合、損害発生後であっても、令和４年８月３１日までに保険契約者から申出書（別紙２）が提出され、同日までに保険料を添えて継続による契約の申込みが行われれば、損害発生前からの継続と見なし、保険金を支払うことが可能です。

以上